

ご利用ください  
確定申告の無料相談

◆青梅税務署の特別

確定申告相談・受付

所得税、贈与税及び個人消費税に関する申告書用紙の配布、作成指導と受付。

日時 2月19日(日)・26日(日)午前9時～午後4時

※2月19日(日)は、「青梅マラソン」開催のため税務署周辺道路は交通規制が敷かれますので、お車での来署はご遠慮ください。

◆青梅税務署による

確定申告出張相談

税務署、税理士会による確定申告書の作成、相談及び受付を行います。

給与所得者、年金受給者、農業所得者及び、小規模納税者の方は、ぜひ、この機会をご利用ください。事業所得者の方は収支内訳書を記入のうえ、ご持参ください。※譲渡所得・贈与税は青梅税務署でご相談ください。

日時 2月3日(金)・6日(月)・7日(火)午前9時30分～11時30分 午後1時～3時 場所 商

納期内納税にご協力を！

今月は、市都民税（第4期）の納期です。指定金融機関等で納めてください。

◆口座振替を利用されている方へ  
指定の預金口座から自動的に振替《1月31日(火)》させていただきますので、残高不足にならないよう注意してください。

◆納め忘れはありませんか  
次の納期は全て過ぎています。もう一度、納税通知書をご確認ください。

- ・市・都民税(第1～3期)
- ・固定資産税・都市計画税(第1～3期)
- ・軽自動車税(全期)
- ・国民健康保険税(第1～5期)
- ・介護保険料(第1～5期)

問合せ 収納課 収納係

工芸館3階ホール

◆税理士会無料申告相談

東京税理士会青梅支部による確定申告無料相談（所得税還付申告の無料相談）※譲渡所得・贈与税は青梅税務署でご相談ください。

日時 2月9日(木)～11日(土) 午前10時30分～午後0時30分、午後1時30分～4時30分 場所 福生駅プチギヤラリー3階

内容 給与収入・年金収入の方を対象にした無料申告相談（提出はできません。）

日時 2月16日(木)～28日(火) 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分（土曜・日曜は除く）

場所 商工会館3階ホール  
内容 小規模納税者の方及び、給与所得者、年金受給者の方を対象とした無料申告相談

青梅税務署より

◆事業主の方へ  
「法定調査」の提出期限は1月31日です。

問合せ 青梅税務署

給料、退職手当、報酬、不動産の使用料などの支払者は、支払先の住所、氏名、支払金額などを記載した書類（法定調査を税務署に提出することになっていきます。）

平成17年中に給与等を支払った場合には、「給与所得の源泉徴収票」を作成し、1月31日までに、すべての受給者に交付し、一定金額以上の受給者のものについては、税務署に提出してください。

また、「給与所得者の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」は、金額の多少にかかわらず、平成18年1月1日現在の受給者の住所地の市町村へ1月31日までに提出してください。

法定調査は、記載誤り、記載漏れのないようにし、特に、「税務署番号」及び「整理番号」欄には注意してください。

磁気テープ・磁気ディスク（F・D・M・O）により提出することもできます。※税務署への承認申請書等の手続きが必要となります。

問合せ 青梅税務署 個人課税第1部門資料情報担当

◆贈与税の申告

平成17年中に、個人から土地、建物、現金、預貯金、株式、債券等の財産の贈与を受けた方で、贈与を受けた財産が110万円を超える方や、「相続時精算課税」を選択した方は、贈与税の申告が必要です。3月15日ま

で、税務署に申告を。 ※贈与税の申告書等は、国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> からダウンロードして使用できます。

◆消費税の申告  
平成17年度分の消費税及び地方消費税の確定申告は3月31日までにしなければなりません。平成15年中の課税売上高により算定しますので、お問合せください。

◆確定申告に伴う税務署が発行する証明について  
①納付税額の証明②所得金額の証明③未納の税額がないことの証明の3種類があります。

あらかじめ提出先に必要な証明書の種類、年分、枚数等を確認し、請求してください。

問合せ 青梅税務署

12月の横田基地飛行回数 問合せ 環境課 環境係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年比	飛行回数	前年比
飛行総数	662	-158	102	-83
昼間(午前7時～午後7時)	514	-219	69	-76
夕刻(午後7時～10時)	112	33	28	-7
夜間(午後10時～午前7時)	36	28	5	0
最高音圧レベル(デシベル)	117	-4	86	-8

2月の無料相談 ※休日・祝日を除く

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権の上相談・行政相談	1日(火)		本庁舎3階会議室	
登記相談	2日(木)			
法律相談	3日(金)・8日(水) 15日(水)・22日(水)	午後1時30分～4時30分		予約制、先着6人(1人30分) ※相談日の6日前から電話で市民相談係へ。
交通事故相談	16日(木)			相談日以外は東京都都民の声課 ☎03・5320・7733
税務相談	23日(木)		市役所1階市民相談室	
相続遺言等暮らしの手続き相談	14日(火)			
少年相談	17日(金)	午前9時～午後5時		予約制、市民相談係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター ☎0426・42・1677へ。
高齢者職業相談	21日(火)	午後1時30分～4時30分		おおむね55歳以上の方が対象です。
介護保険相談	毎週火～金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	
子ども相談	毎週火～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(福祉センター2F)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。 ☎539・2555
消費者相談	毎週月曜・木曜日	午前10時～正午、午後1時～4時	第3庁舎2階相談室	
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会 ☎552・2121
金融相談	16日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会館1階研修室	商工会 ☎551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

そのほかの相談 市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談(☎551・1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談(☎552・2121福祉センター)、教育相談(直通☎551・7700)

女性悩みごと相談をご存知ですか？

相談日の1か月前から予約ができるようになりました！ 家族のこと、職場の人間関係のことなど一人で悩んでいませんか？女性が抱える様々な悩みに対して、解決の糸口を探すための相談窓口です。この相談は、羽村市と共同実施しているので、福生市の方が羽村市でも相談することができます。

プライバシー、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。予約制。各日先着3人。

相談日  
福生市 第2、第4水曜日、午前9時～午後0時50分  
羽村市 第1、第3、第5水曜日、午後1時30分～午後4時20分  
申込み 相談日の1か月前から相談を希望する市へ、直接または電話でどうぞ。  
福生市 秘書広報課 市民相談係 ☎551・1511  
羽村市 広報公聴課 市民相談係 ☎555・1111

自動車保有関係手続ワンストップサービス

平成17年12月26日から自動車の新車新規登録が公的個人認証サービスの電子証明書を利用して、インターネットで手続きができるようになりました。

国土交通省のホームページ <http://www.eonestop.jp> <http://www.nta.go.jp> からダウンロードして使用できます。

無料法律相談です。日時 1月24日(火)、2月7日(火)、3月9日(木)いずれも午後1時30分～午後4時30分 場所 福生市役所1階市民相談室 ☎0426・45・4540